

（仮称）河内長野市手話言語条例（案）の概要について

【1】 条例制定の背景等

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使って表す言語であり、音声言語である日本語等と同様に、ろう者にとっての手話は生きるために必要不可欠なものとなっていますが、かつて、発音訓練を中心とする口話法が導入され、ろう学校における手話の使用が事実上禁止されるなど、手話が言語として認められていなかったために、長きにわたり手話の使用が制約されていた時代がありました。

このような中、平成18年に国際連合の総会で採択された障害者の権利に関する条約において、手話が言語として定義され、日本においても平成23年8月に改正された障害者基本法において、言語には手話を含むと明記されました。

その後、手話言語の獲得、習得、使用及び研究保存等を保障する「手話言語法」の制定に向けた取り組みが全国各地で広がり、手話言語法の制定を求める意見書が全国全ての自治体の議会で採択され、さらには、ろう者が暮らしやすい地域社会を目指し、地域の実情に合った手話に関する施策の推進を図ることを目的とした「手話言語条例」の制定の動きが全国の自治体で広がっています。

本市においても、手話ができる環境を整備するとともに、手話が言語であるとの認識のもと、手話に関する施策を推進し、もって、全ての市民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を目指すものです。

【2】 （仮称）河内長野市手話言語条例（案）の概要

（1）前文

「手話は言語である」

手話は、音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使って表す言語です。音声言語である日本語等と同様に、ろう者にとっての手話は、大切な情報の獲得とコミュニケーションの手段として重要な役割を担っており、生きるために必要不可欠なものとなっています。

その一方で、発音訓練を中心とする口話法の導入により、ろう学校における手話の使用が事実上禁止されるなど、手話が言語として認められず、長きにわたり手話の使用が制約された時代がありました。

このような中、障害者の権利に関する条約や障害者基本法において、手話が言語であることが位置付けられるに至りました。

日常生活及び社会生活において、手話を通じて容易に必要な情報を取得し、十分なコミュニケーションを図ることのできる社会を実現するためには、市民一人ひとりが、手話がかげがえのない言語であることについて理解を深めるとともに、手話を普及し、手話を使用できる環境を整備していくことが重要です。

ここに、河内長野市は、手話が言語であるという認識のもと、全ての市民が、相互に人格及び個性を尊重し合いながら共生することのできる地域社会を目指して、この条例を制定します。

(2) 目的

障害者の権利に関する条約及び障害者基本法において、手話が言語であると位置付けられたことを踏まえ、手話が言語であるとの認識に基づき、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及についての基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、手話に関する市の施策の基本的な事項等を定めることにより、施策を総合的に推進し、もって全ての市民が相互に人格及び個性を尊重し合いながら、共生することのできる地域社会を実現することを目的とします。

(3) 定義

条例で使用する用語の定義を規定します。

- ① ろう者…手話を日常的にコミュニケーションの手段として用い、又は用いようとする聴覚に障害のある者をいいます。
- ② 市民…本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- ③ 事業者…本市の区域内において、事業を行う個人及び法人その他の団体をいいます。

(4) 基本理念

手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及は、ろう者が手話によるコミュニケーションを図る権利を有することを前提として、ろう者及びろう者以外の者が、相互に人格及び個性を尊重することを基本として行わなければならないこととします。

(5) 市の責務

本市は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及を行うとともに、日常生活及び社会生活において手話が使用できる環境の整備に努め、手話に関する施策を総合的に推進するものとします。

(6) 市民の役割

市民の皆様は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深

め、本市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めていただくこととします。

(7) 事業者の役割

事業者の皆様は、基本理念にのっとり、手話及びろう者に対する理解を深め、本市が推進する手話に関する施策に協力するよう努めていただくこととします。

(8) 施策の推進

本市は、以下の施策を総合的に推進するものとし、当該施策と本市が定める障がい者の福祉に関する計画との整合性を図るものとし、

- ① 手話及びろう者に対する理解の促進並びに手話の普及に関する施策
- ② 手話による情報発信に関する施策
- ③ 手話による意思疎通の支援に関する施策
- ④ 手話を学ぶ機会の確保に関する施策
- ⑤ 上記に掲げるもののほか、手話に関する施策を推進するために必要な施策

(9) 委任

条例の施行に関し、必要な事項を定める場合については、規則等へ委任することとします。

【3】 条例施行予定日

令和3年4月1日